

■ 書評

宮本憲一著『日本社会の可能性』（岩波書店，2000年）

北村裕明（滋賀大学）

I

21世紀の新たな扉が開かれたにもかかわらず、日本社会の将来への不安は増し、先が見通せないというのが昨今の風潮である。こうした中で、『日本社会の可能性』という題名は魅力的である。しかもそれが、戦後の経済学者のなかで、絶えず日本社会における実態と運動の中から問題を抽出し、理論化を行ってきた宮本憲一氏による著作であるとなれば、どのような課題と展望を日本社会に見ているのかという内容のみならず、21世紀の経済学の方角性をどのように考えているかという点でも、興味を掻き立てられるのである。

II

本書の内容を概観してみることにしよう。

冒頭で宮本氏は、20世紀後半の公共政策の目標がもっぱら経済成長による政治の安定に置かれたのに対して、21世紀の戦略的政策目標は、「維持可能な発展」(sustainable development)であるべきことを明確にする(序章・日本社会の可能性)。そして、日本社会が直面する4つの課題－環境政策、公共性、財政危機、地方分権－をとりあげ、「維持可能な発展」という観点から分析を加えている。

環境政策については、20世紀が「戦争と公害の世紀」であったのに対して、21世紀は維持可能な社会をめざして、環境再生と都市と農村の交流と再生のための公共政策が必要とされるという(第1章「環境の世紀」を求めて)。公共政策の判断基準となる公共性は、国や自治体が

事業を行うということにあるのではなく、基本的人権を軸としつつ、維持可能性を尺度とすべきであることが、公害裁判の経験をふまえて論じられている(第2章・公共性を問う)。今日の深刻な財政危機を招いた日本財政の国際的特徴は、公共投資中心、集権的財政構造、巨額の財政投融资であり、財政再建の方向は、歳出構造における「ものづくり」から「人づくり」への転換、租税体系における所得課税の復権、分権型協同福祉社会を実現するための分権化とパートナーシップを支える財政システムでなければならない(第3章・財政危機と財政改革)。さらに、地方分権を実現するには、地方行政権だけでなく、地方財政権と住民自治権の確立が必要であり、さらには狭域行政の再建をベースとした維持可能なコミュニティの創造が不可欠であるとする(第4章「地方自治の世紀」は到来するか)。

こうした4つの課題の検討をふまえて、解決の方向を示すために、環境再生事業、協同経済システム、維持可能な内発的発展が論じられている。

21世紀においては、環境の保全にとどまらず、失われた環境の再生に取り組むことが重要となり、その際には、産業政策や環境政策の分権化とイギリスのグラウンドワークの経験に示されるパートナーシップが重要になる(第5章・環境再生は可能か)。市場か政府かという単純な二元論ではなく、混合経済体制として運営されている現代社会をどのような方向で運営し、そのための理論的課題は何かを明らかにすることが求められている。ストックの経済学と、混合財の経済理論を再構築することが必要とされて

いるし、非営利組織や協同組合等を経済主体とした協同経済社会システムの発展が重要となるという（第6章・協同経済社会システム）。そして、目指すべき社会発展の基本的あり方として、外来型の開発とは異なる維持可能な内発的発展について述べ、沖縄においてそうした内発的発展がはかれるかどうか、日本の自立とアジア諸国との連帯にとって決定的であると締めくくっているのである（終章・維持可能な内発的発展）。

III

本書の多くのメッセージの内、とりわけて重要なのは、以下の三点であろう。

第一は、21世紀の戦略的目標を維持可能な発展であるとした上で、その内容と政策体系について論じていることである。

サステナビリティについての様々な解釈がある中で、都留重人氏の言う「地球という客体を維持できる範囲で経済や社会の発展をすすめるべきである」という点を改めて明確にし、維持可能な発展を実現する技術開発にとどまらず、経済成長に支えられた政治経済システムの変革の重要性を指摘しているのである。それは、生活の質をベースとした経済の質を重視し、所得を獲得するための労働（labor）から、生きがいとしての仕事（work）への転換を含み、市場で評価される需要（demand）ではなく社会的な必要（need）に基づく経済であり、それを支える参加と分権の政治システムであるという。

サステナビリティの思想やそれを実現する政策については、米国におけるサステナブル・コミュニティの経験や、ヨーロッパにおけるサス

テナブル・シティに関する取り組みが注目に値するが、本書の論点をふまえてさらにサステナビリティの政策体系を豊かにすることが求められているのである。

第二は、公共政策を支える、公共性に関わる論点の提起である。

日本では、公害裁判において基本的人権をベースとした市民的な公共性の重要性が認識され、今日それにサステナビリティの視点を付け加え、公共性論を展開すべきだという本書の提起は重要である。同時に、ハーバーマスが『公共性の構造転換』の新版の序文の中でふれている、70年以降のヨーロッパにおける参加型民主主義の発展や「新しい社会運動」の経験が示している、新しい公共空間の形成を基礎にした公共性論の展開を、日本におけるこうした経験とつなぐ試みが必要とされよう。

第三は、これからの社会運営にとってのパートナーシップの重要性である。

集権型福祉国家から分権型福祉社会への移行にとっても、維持可能な内発的発展を実現するためにも、政府と、非営利組織や協同組合と、地域事業者とのパートナーシップの発展こそが鍵であるという指摘は重要である。さらに混合経済体制としての現代社会を適切に管理してゆくためにも、パートナーシップという考え方は、政府か市場かという二元論を超えるフレームワークを提起している。問題は、そうしたパートナーシップを支える公共政策がどうあるべきかを検討することが、我々に求められているのである。

本書は、今後の社会経済運営のあり方と、検討すべき政策上の重要な論点を提起しているのである。